

国際協力事業団概要



昭和56年12月

国際協力事業団

000
36
GAP

正 誤 表

	誤	正
19頁上から10行目	技術者管理課	削 除
" 12行目	専門家等の諸制度、専門家等の身分及び待遇の調整、専門家等の養成・確保	削 除
21頁上から2行目	医療第一課及び医療第二課	管理課、医療協力課及び調査役
62頁下から4行目	木本三郎	八坂伝郎
73頁上から6行目 ~10行目	JOCV Office, JICA 以下住所	削 除
79頁上から3行目	準 備 中	閉鎖中
79頁上から4行目	El Salvador	削 除

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 10	000
	36
登録No. 00110	GAP

目 次

第1 設立までの沿革	1
1 国際協力の沿革	1
2 事業団の設立と目的	4
第2 業 務	6
第3 予算と実績	17
第4 機 構	18
1 役 員	18
2 諮問機関	18
3 職 員	18
4 組 織	19
参 考 資 料	25
1 国際協力事業団法	26
2 衆議院外務委員会における国際協力事業団法案 に対する附帯決議	53
3 国際協力事業団法施行令	55
4 役員・顧問名簿	62
5 機 構 図	63
6 機関所在地一覧	65

JICA LIBRARY



1005485[6]

第1 設立までの沿革

1 国際協力の沿革

国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency 略称 JICA）は、従来の政府ベースの技術協力を実施してきた 海外技術協力事業団（Overseas Technical Cooperation Agency 略称 OTC A）と移住事業を実施してきた海外移住事業団（Japan Emigration Service 略称 JEMIS）の業務を引継ぐとともに、財団法人海外貿易開発協会の業務の一部を加え、更に新しい業務を盛り込んだ形で設立されたものであるが、この事業団が設立されるまでの国際協力の沿革の概略を述べれば次のとおりである。

(1) 技術協力の沿革

わが国が政府ベースの技術協力を開始したのは、昭和29年にわが国がコロンボ計画に加盟したときに始まり、社団法人「アジア協会」が政府の委託を受けてこの実施に当たった。その後、技術協力の対象地域の拡大、分野の多様化に伴い、社団法人「ラテン・アメリカ協会」、社団法人「国際建設技術協会」、「メコン河総合開発調査会」の各種団体がこれに加わり、政府ベースの技術協力を分担実施するように拡大発展した。しかし開発途上諸国に対するわが国の援助努力強化の要請が国際的に一段と強まり、またこれが国内的にも国の外交上、国際経済政策上の主要な施策として認識されるにしたがい、技術協力をより総合的、効率的に実施する体制を確立する必要性が官民各界から強く叫ばれるに至った。

この内外の要請に応じて、昭和37年6月30日海外技術協力事業団が外務省所管の特殊法人として設立された。これにより「アジア協会」、「メコン

河総合開発調査会」は解散され、その業務は、同事業団に引継がれ、また「ラテン・アメリカ協会」、「国際建設技術協会」については、その委託業務のみが同事業団に統合引継がれた。

その後海外技術協力事業団は、わが国経済の高度成長と国際的地位の向上などに伴い、事業規模の拡大、業務内容の多様化、事業内容の質的向上を図り、技術協力の効率的実施に大きな足跡を残してきた。すなわち、業務内容も当初の研修員受入、専門家派遣、海外技術協力センター、開発調査の4事業に加え、機材供与事業、日本青年海外協力隊事業、医療協力事業、農業開発協力事業、一次産品開発技術協力事業が新設され、また、国際研修センターの新設、海外事務所の設置、専門家派遣制度の改善、開発調査の多様化など事業の質的向上のための多くの措置がとられた。しかし1970年代に入り、わが国の開発途上国に対する技術協力も大きな転換期を迎えるに至り、昭和46年に対外経済協力審議会の技術協力部会が政府に提出した答申の中にも「技術協力は、対外開発協力の主要な柱として資金協力、特に無償の資金供与、超ソフトローン供与と一本化した経済協力を推進すべきであり、そのためには現在の対外開発協力機構全体を再検討して、新しい時代の要請に沿うものとすべきである。」と指摘された。

(2) 移住事業の沿革

戦後移住事業が再開されたのは昭和27年であるが、政府は、この再開された海外移住を推進するための実務機関の設立を考え、当時各府県に設置されていた海外協会の中央機関として財団法人「日本海外協会連合会」を昭和29年に設立した。一方昭和30年には法律により「日本海外移住振興株式会社」が設立され、移住者等の行う事業資金の貸付等の事業を行うこととなった。しかし、両機関の事業には一部に重複があり、行政機関の多元性と相まって、移住業務の実施に種々の弊害が生ずるに至った。昭和37年

海外移住審議会は、「国の補助金もしくは資金によるものについては、これを統合し、新たに単一の公的実務機関を設けて移住事業の合理化を断行すべきである。」との答申を行い、この線に沿って昭和38年7月15日海外移住事業団が外務省所管の特殊法人として設立された。これに伴い従来の「日本海外協会連合会」及び「日本海外移住振興株式会社」は解散し、在外の支部、支店等は同事業団の在外支部に移行し、国内では附属機関として海外移住研修所が引継がれた。

その後、昭和39年各都道府県に地方事務所を設置し、また同年神戸及び横浜の移住斡旋所を外務省から引継ぎ、これらを移住センターと改称し、同事業団は、名実ともに国の内外を通じて一貫した機構を備えた移住実務機関となった。更にその後沖縄等における海外移住事業の取り扱い、カナダ移住の再開等に伴い新事務所を開設し、業務体制の整備を図った。また昭和46年には、機構合理化の方針に即応し、神戸及び横浜の移住センターを統合して海外移住センターと改称し、また昭和48年には47地方事務所を12支部に統合した。

この間同事業団としては、業務の質的向上にも鋭意力をそそぎ、渡航前適応訓練の強化、入植者に対する援護の強化、入植地の環境整備、土地分譲条件の改善、融資条件の改善等の措置を講じてきた。

しかし、海外移住については、内外情勢の大きな変化に対応して海外移住に関する新しい考え方とこれに基づく目標や施策の方向付けが切望されるに至り、とくに移住事業と経済技術協力事業の関係については、邦人移住者の受入に友好的で人種的偏見が少なく、恵まれた資源と国土を持つ国々への経済協力の拡大は、移住の立場からも極めて好ましい成果が期待されるし、また海外移住の効果は、受入国に対する開発協力となり、経済協力と同様の効果を生み出すものであるとの認識が持たれるようになった。

(3) 海外貿易開発事業の沿革

財団法人海外貿易開発協会は、開発途上国における産業の開発の促進とこれら地域とわが国との貿易の振興を図るため昭和45年2月に設立されたものである。

その事業は、(1)開発途上地域の一次産品の開発事業に関連して道路、公共棧橋、共同施設等を開発事業者が設置するに当り必要とする資金（合理化資金）の融資、(2)開発途上地域における本格的な開発事業に先行して行う試験的事業に必要な資金の本邦企業に対する融資、(3)わが国中小企業に対する海外投資金の貸付、(4)一次産品の輸入資金の貸付の業務に分けられるが、そのうち、合理化施設及び試験的事業に対する貸付業務は、技術協力と一体化して、かつ、政府ベースで行うことがより効率的であるとの考え方により国際協力事業団が引継ぐことになった。

2 事業団の設立と目的

以上のような沿革を経て、第72国会において、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする国際協力事業団法が制定され、昭和49年5月31日法律第62号として公布され、同年8月1日国際協力事業団が設立された。既に述べたとおり、国際協力事業団は、海外技術協力事業団、海外移住事業団及び海外貿易開発協会の業務の一部を統合し、更に従来の機関では実施し得なかった業務を加えて再編成されており、その業務の内容は大別して5つの柱から構成されているといえる。

すなわち、第1に開発途上地域に対するいわゆる政府ベースの技術協力の業務を行うこと。第2に青年の海外協力活動の促進に必要な業務—青年海外協力隊事業—を行うこと。第3に開発途上地域等の社会の開発並びに

農林業及び鉱工業の開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金、開発事業に先行して行う試験的事業に必要な資金の供給及び技術の提供等の業務を行うこと。第4に中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこと。第5に技術協力のための人材の養成及び確保を行うことである。

さらに、昭和53年4月28日より「国際協力事業団法の一部改正する法律（昭和53年法律第35号）が施行され、新規業務として開発途上地域に対して行う無償資金協力の実施業務を行うこととなった。

事業団は、これらの相互に関連の深い業務を一体的に実施することにより、対外的にも、国内的にも、政府の国際協力の総合的、効率的運営が一層推進されることが期待されている。

以上のとおり、この事業団は、国際協力のために重要な事業を実施していく機関であるが、他方、国際交流基金、海外経済協力基金、日本輸出入銀行等の諸機関は、従来どおり国際協力に役立つそれぞれの分野での事業を行うものであり、この意味では、国際協力事業団は、従来の国際協力の実施体制では十分行い得なかったところを補強しようとの狙いを持って設立されたものである。

第 2 業 務

事業団は、国際協力事業団法に基づき、主管官庁である外務省、特定事項についての共管官庁である農林水産省及び通商産業省の指導のもとに国際協力の業務を国内、国外を通じ一貫して行うこととしている。

また、関係機関との関係については、国内では、政府機関、地方公共団体、民間機関の広範な協力を得るとともに、更に海外においては開発途上諸国等の政府あるいは関係国際機関等と緊密な連絡協調をとり、事業の円滑かつ効率的な運営を図るよう努めている。以下事業団が実施している業務内容を概説する。

1 政府ベースの技術協力

(1) 研修員受入事業

開発途上国の中級及び高級技術者を、その国政府の要請によりわが国に受入れ、各分野の技術の研修、新知識の習得あるいは再訓練を行い、開発途上国の経済的、社会的発展に寄与し、併せて日本の産業、文化を紹介し彼我の友好親善に役立てることを目的としている。これらの受入に要する費用は、原則としてわが国が負担する。研修の方式は、わが国であらかじめ設定した研修プログラムに沿って各国からの参加希望者をつのる集団研修と各国の独自の要請に基づき研修させる個別研修に分けられる。研修員の資格は、研修コースの内容によって異なるが、各国において経済・社会開発の中心となる人々を対象としているため、各国政府等の中堅職員が多い。

受入研修員は、セミナー参加者、視察・見学者、研究者、技術・技能研

修者等に大別され、事業団の研修機関、政府の試験研究機関、大学、民間の企業、訓練所等の各機関において研修プログラムに沿って研修を行っている。

事業団は、これら研修の計画立案、その他研修管理全般の仕事を受けもつとともに、国際研修センターを設置・運営し、更にこれらの研修管理の一環として研修員に対する日本語教育の実施、帰国研修員へのアフターケア活動等を進めている。

(2) 専門家派遣事業

わが国の専門家・技術者を開発途上国や国際機関へ派遣し、各国の政府関係機関、試験研究機関、学校、指導訓練機関等で開発計画の立案、調査研究、指導、普及活動、助言等の業務を行うものである。この派遣に要する経費は、原則としてわが国が負担している。専門家・技術者の派遣にあたっては、関係政府機関等と打ち合わせて、適格者の推せんを依頼するかあるいは事業団自体において登録している者の中から適任者を人選して決定し、派遣前に現地事情その他のオリエンテーション及び語学、技術等の研修を行っている。

事業団は、これら派遣者が任国において業務に十分専念できるよう、相互に緊密な連絡をとり、その指導・管理に万全を期している。

(3) 機材供与事業

機材あるいは設備等の不足に悩む開発途上国に対し、帰国研修員、派遣専門家、青年海外協力隊事業等と関連するものに必要な機材を贈与し、開発を一層効果的に推進しようというもので、各国から「人と物との組合せ」援助として期待されている。供与される機材の種類も農機具、工作機械、繊維機械、漁具、冷凍魚運搬車、電子顕微鏡、電気通信・放送機器など多岐に亘っている。

(4) プロジェクト方式技術協力事業

前述の研修員受入事業、専門家派遣事業および機材供与事業を一つのプロジェクトの中に有機的に組み合わせ実施することにより総合効果の拡大を目ざす協力形態をプロジェクト方式技術協力と呼んでいる。

この形態において事業団は、相手国に協力の拠点を置き長期にわたり大きな規模をもってその国の開発に適した技術の開発や研究、さらにこうした技術を現地に根づかせるための訓練を行う訳で、プロジェクト策定に必要な調査・立案から運営・実施さらに評価まで一貫した協力を目的としたものである。

プロジェクト方式技術協力事業は、現在次の4つに分類されている。

Ⅰ) 海外技術協力センター事業

わが国からは技術者と機械・設備を送り、相手国側が土地、建物、必要人員等を用意し、現地に所要の施設を設け、技術の訓練、指示、研究等を行う協力事業である。

その対象となる分野は、エレクトロニクス、電気通信、都市交通、船員養成、小規模工業、職業訓練等多岐にわたっており、開発途上国の経済社会開発に必要な各分野の現地における人材養成の効果的な方式として考えられている。

Ⅱ) 保健医療協力事業

悪疫と疾病に悩む開発途上国に対し、医療技術をもって協力するものでこれら諸国の医療従事者の養成、熱帯病等の予防、研究並びに医療施設の整備拡充に貢献しようとするもので、医師、看護婦、検査技師の派遣、機械、設備の供与等により開発途上国の病院、研究機関、医科大学等に対する大規模な協力を行っている。

Ⅲ) 農林水産業協力事業

開発途上国の経済開発の基盤をなす農業、林業、水産業の分野において

技術教育指導、普及指導、研究開発を行うもので、特に農業分野においては、従来は稲作中心のモデル開発プロジェクトに対する調査、設計、営農体系の粗立てとその普及指導が中心であったが、最近は、これに加えて特定地域の大規模かつ多角的な稲作等の生産向上の安定を目的とする村落開発プロジェクト、農業教育及び試験研究を目的とする農業研究協力、更には農業訓練センタープロジェクト等の形式での事業が推進されている。

Ⅳ) 鉱工業協力事業

鉱業、中小工業、木材工業等いわゆる鉱工業の分野における開発途上国の発展に協力する事業である。特に地場資源や地元労働力を幅広く活用できる地場産業の育成振興に力を入れ、生産技術の移転のみにとどまらず、研究開発能力の付与、生産管理、経営、流通、マーケティング等の視点をもふまえて、必要に応じてこれらの分野の技術を有機的に結びつけたシステムティックな技術協力の実施に努めている。

(5) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす産業基盤整備又は生産増強あるいは地域総合開発等の公共的開発計画に関し、その国の政府の要請に応じ、調査団を派遣し、コンサルティング協力をを行うものである。概括的な現状調査とそれによる計画の方向付けから、精度の高いフィージビリティ調査、実施設計及び仕様書の作成に亘り、また調査対象も一国のみの特定分野の開発プロジェクトからメコン河総合開発、アジアハイウエー計画、広域通信網建設計画のような多数国・多数分野にまたがる総合的・地域開発的プロジェクトに亘っている。そして最近の調査は、次第に大型化し、長期的なものになりつつあるが、更に資金協力と結び付いた精度の高いものが要求されている。調査団の編成にあたっては、広く官庁や民間のコンサルタント会社等の協力を得ている。調査結果は、報告書にまとめられて

相手国政府に提出される。

なお、この開発調査事業は、資金協力との連携を必要とする案件が多々あり、国際協力事業団が行う投融資事業を含め、関係金融機関とのより密接な結び付きが強調される。

(6) その他の技術協力関係事業

以上のほか、事業団は、外務大臣の認可を受けて、(1)東南アジア漁業開発センターの必要とする船舶及び機材の調達に関する業務、(2)通商産業省からの委託による開発途上国の開発計画調査及び資源開発協力基礎調査業務を実施している。

2 青年海外協力隊事業

青年海外協力隊の事業は、アジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平洋など、開発途上地域の国々で、住民と一体となって当該地域の経済、社会の発展に協力することを目的とする青年の海外協力活動であって、国はこれを促進し助長するものである。

本事業は、わが国に対する開発途上国からの派遣要請に基づいて行われる。協力隊員は公募され、その募集・選考業務は、各都道府県の協力を得て、青年海外協力隊事務局が所掌している。また派遣前訓練と任期2年間の支援、指導業務も、同事務局と海外駐在員によって行われる。

この事業に参加する青年は、協力隊員として現地の人々と生活を共にし、それぞれの技術や技能を生かして、開発途上国の新しい国づくりに貢献している。隊員は、現地生活費その他の経費について国の支援を受けるが、報酬の性格を持つ対価は受けず、ボランティアとして働き、生活を極力現地住民の水準に近づけ、かれらの言葉で語り、かれらの心情を理解し、かれらのルールを尊重しながら、その自助努力に協力するものである。

国内における協力隊事業についての知識の普及、および国民の理解増進に当っては、地方公共団体をはじめとして、民間青少年団体、報道関係機関、協力隊々員ＯＢ会、社団法人「協力隊を育てる会」等の協力、連携を拡充するとともに、潜在的隊員の参加を容易にするため、雇用者側の理解を求め、その協力を確保することに努めている。

なお、隊員の協力体験を社会に還元させることは協力隊事業発展のためのみならず、国際協力に対する世論を高める上でも極めて重要なことであるので、帰国後も引き続き隊員の人的成長を助け、上記の機能を果させるための業務を行っている。

3 技術協力のための人材の養成及び確保

技術協力のための人材の養成及び確保については、わが国の特殊な社会環境、雇用制度のため、技術的に優れた人材は多数存在しても、技術協力に携わるに相応しい人材がなかなか育ちにくく、またそのリクルートも特に民間企業からは心ずしもスムーズにいかず、その半ば近くを公務員等に頼っているのが現状である。事業団としては、この隘路を少しでも改善するため、候補者登録制度、特別嘱託制度（帰国専門家又はこれに準ずるもので、近い将来派遣の見込みのある者をプールする制度）をとっているほか、地方公共団体、民間企業からの派遣専門家については、給与の所属先補填制度を採用し、専門家の確保の円滑化を図っている。また、専門家の質的向上を図るため、集中的な派遣前セミナー、語学研修、技術研修等を行うのみならず、将来の派遣専門家、いわば潜在的な派遣要員養成のために必要な・長期の研修を実施している。さらに昭和56年度からは、本事業の拡充を図るため企画部に技術者養成確保課を新設し、より組織的な実施をめざしている。

4 無償資金協力促進事業

条約その他の国際約束に基づいて国が開発途上国に対して行う無償資金協力の実施を促進する業務である。

無償資金協力は、条約その他の国際約束に基づき開発途上国に対し返済義務を課さないで資金を供与する形態の援助である。これには一般無償援助、水産無償援助、食糧援助、食糧増産援助その他があるが、このうち事業団が実施するのは一般無償援助、水産無償援助にかかわるもので、かつ技術協力と密接に関連性をもつものである。

なお、一般無償援助は技術協力センター、病院、学校、研究所等の施設の整備に、また水産関係援助は漁業訓練施設、漁業訓練船等の施設の整備に必要な資金を供与するものであり、また技術協力と密接に関連する施設とは、職業訓練センターのように技術協力を実施するために必要な施設、あるいは調査団派遣による基本設計に基づき整備される施設、または専門家の派遣、研修員の受入れにより移転される技術を活用するための施設をいう。

促進業務の内容については、事業団法によれば「契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要業務、及び契約の実施状況に関し、必要な調査」を行うことであり、具体的には(1)相手国政府と民間企業との間の契約締結に関し、相手国または企業との連絡、相談、あっせん、供与施設設備等の仕様の検討、契約書の審査等を行う(2)銀行取極め等に関し、相手国または本邦銀行との連絡、相談、あっせん、銀行取極め内容の検討等を行うとともに、無償資金協力のディスパース促進のための調査（現地調査・業務の進捗状況調査等）を行うことである。

無償資金協力の仕組みからみれば、無償援助を供与するための国際約束、支払は外務省が行うが、事業団は国際約束から支払まで諸業務を円滑につ

なくことによって、無償援助の効率的実施と援助目的の効果的実現を図るための、いわゆる無償資金協力の実施の促進業務を行うものである。

5 開発協力事業

本邦法人による開発途上地域等における文化、交通、通信、衛生、生活環境等の社会開発並びに農林業及び鉱工業の開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金の供給等の業務である。具体的には第1に海外経済協力基金、日本輸出入銀行から資金の供給を受けることが困難な事業に資金を供給する業務で、このような業務としては、(イ)各種の開発事業に付随して必要となる関連施設であって、周辺地域の開発に資するものの整備、例えば支線道路の建設、緑地帯等の整備、公共建築事業に伴う上下水道施設の設置等に必要な資金の貸付、債務の保証、(ロ)試験的事業であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であるかその経営の基礎を安定させることが困難であると認められるものについての必要な資金の貸付、債務の保証及び出資である。これらの資金の供給は極めてソフトな条件で行われる。すなわち、資金の貸付については(イ)の場合の利率は原則として年2%以上で、特に必要と認められる場合はこれを下回ることができ、(ロ)の場合の利率は原則として年2.5%以上で、特に必要と認められる場合はこれを下回ることができることとなっている。また、償還期限は両者とも原則として20年以内で特に必要と認められる場合は30年以内とすることができることとなっている。第2には国際約束に基づき、開発途上地域の政府等からの委託を受けて事業団自らがこれらの地域の開発に資する施設等の整備事業を行う業務がある。具体的には、農用地の造成又は改良、農林業生産の基盤整備、森林造成、鉱工業用地の造成、鉱工業生産の基盤整備、産業公害防止施設の整備、その他公共施設の

整備事業等が考えられる。なお、この事業はわが国からの資金協力と結び付いて行われることが可能である。また、この事業は、当該開発途上地域及びわが国に他に適当な事業主体が無い場合に限り、かつ、先方政府の了解を得た上で実施されるものである。第3には前述の事業団が対象とする事業に必要な調査及び技術の指導を行う業務であり、資金と技術の一体的結び付きを図ろうとするものである。第4にわが国民間企業が開発地域等において行う開発事業、特に農林業開発等の分野においては、公的機関による技術指導を必要とする場合があるので、事業団の本来業務に支障のない範囲で当該開発事業に必要な技術の指導を行う業務である。

6 移住事業

(1) 海外移住に関する調査及び知識の普及

調査としては、移住施策を策定するため、国内においては移住希望者の動向分析及び国外においては関係諸国の法則、政治、経済及び社会情勢の把握、入植地の適地調査、農産物の市場調査、移住者の動向調査及び経済調査等を行っている。

知識の普及としては、本部及び国内の9支部において、海外移住に関する正しい最新の情報を広く国民一般に提供するためパンフレット等資料の作成、配布、また説明会、映画会、展示会等を催すほか、関係団体の育成指導等を実施している。

(2) 海外移住の相談及びあっ旋

海外移住者に対する素材の提供、移住方法についての助言・指導を行いまた南米移住者に対する就職先のあっ旋を行うとともに移住先決定者については、渡航手続等に関する事務を行っている。

(3) 移住者の訓練及び講習

移住希望者の移住適性の開発に努めるとともに、現地適応力を高めるため移住者の渡航前訓練講習として、農業移住者、海外移住研修生、工業移住者、婦人移住者、カナダ、オーストラリア移住者の各コースがあり、それぞれの実情に沿って期間、カリキュラムを定め、海外移住研修所、海外移住センター、国際女子研修センター等で現地事情、技術講習、語学研修等を行っている。

(4) 移住者渡航の際の渡航費等の支給、宿泊施設の提供、引率、その他の指導、援助

移住者に対し渡航費及び支度金等を支給するほか、渡航手続が完了した移住者に対し宿泊施設（海外移住センター及び沖縄支部）を提供するとともに、出国通関にかかわる諸手続、その他必要な援助・指導を行っている。

(5) 海外における移住者の事業、職業、その他の生活一般についての相談及び指導

移住者が各自の生活設計を実現するにあたって直面する諸問題に的確に対応できるよう農業試験場の設置・運営、農家経営調査、共同利用機械類の貸与、移住者の組織する農業共同組合・自治会等の団体の育成・指導等を行っている。

(6) 移住者の定着のための福祉施設の整備その他の援助

移住者の社会生活基盤整備のため、受入国の施策を補完して行う業務で(イ)主要入植地における診療所の設置、奥地に散在する移住者に対する巡回診療、(ロ)教育については、小・中学校の校舎及び寄宿舎等の建設、教師謝金の補助、奨学資金の貸付、(ハ)生活改善普及指導に関しては、図書、映画フィルムの配付、移住地の公民館建設、電化、道路の整備などの補助を行っている。また、移住者及びその子弟に対する本邦研修を実施している。

(7) 入植地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっ旋

移住者の入植を容易にし、経営基盤の早期安定を促進するため、移住者の希望、適性、経済力を勘案するとともに受入国の開発計画あるいは農地改革等に沿って、政府出資金を原資として入植地の取得、造成、管理、分譲を行っている。また必要に応じ雇用農移住者の独立、買増しに際し入植地の取得のあっ旋を行っている。

(8) 移住者及びその団体に対する事業資金の貸付及び出資

移住者が現地において事業を行う場合、当初は現地金融機関との関係も密接でないのが通常であるので、これら事業に必要な資金の貸付は、移住者の定着、安定に大きな役割を果たしている。この事業資金の貸付の種類としては、現在、農業融資、小工業融資及び更生資金融資の諸制度があり、原資はいずれも政府出資金によっている。出資については、農林水産物の加工、貯蔵、運送の事業で移住地の発展に寄与するものに対して行われる。

**(9) 移住者の定着及び安定に寄与する者（移住者及びその団体を除く。）
の事業資金の貸付及び出資**

移住者が早期に移住地に定着し、その生活が安定するために必要な援助及び指導等の現地支援を強化することが重要になっており、このため、移住者の生産する農林水産物の加工、貯蔵、運送事業等移住地の発展に直接寄与する事業並びに移住者の雇用機会の増進に直接役立つ企業に対する事業資金の貸付及び出資が行われる。

(10) その他の移住関係事業

以上のほか、事業団は移住事業と密接な関係を有する現地法人（パラグアイ国イタプア製油商工株式会社等）に出資し、移住者の定着、安定に寄与している。

第 3 予算と実績

事業団の予算は、交付金予算、出資金予算、受託事業予算等により構成される。

昭和56年度の事業団の予算規模（当初予算）は次のとおりである。

（単位：千円）

I 国際協力事業団交付金	61,010,570	（ 54,585,038 ）
II 国際協力事業団出資金	4,260,000	（ 3,341,000 ）
III 国際協力事業団受託費	5,485,536	（ 4,841,534 ）
合 計	70,756,106	（ 62,767,572 ）

注 （ ）内は昭和55年度の当初予算である。

昭和55年度の主要事業実績は次のとおりである。

I 研修員受入れ	3,393 人
II 専門家・調査団派遣	4,892 人
III 青年海外協力隊派遣	423 人
IV 送出移住者	597 人

第 4 機 構

1 役 員

当事業団の役員は、総裁 1 人、副総裁 2 人、理事 12 人以内及び監事 3 人以内を置くほか、非常勤理事 6 人以内を置くことができ、総裁及び監事は、外務大臣が任命し、副総裁及び理事は、総裁が外務大臣の認可を受けて任命することとなっている。

なお、非常勤理事のうち 1 人は日本輸出入銀行の理事のうちから、1 人は海外経済協力基金の理事のうちから、それぞれ日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の総裁の推せんに基づき任命することとなっている。

2 諮 問 機 関

事業団法により、総裁の諮問機関として、委員 40 人以内で組織される運営審議会が置かれ、総裁の諮問に応じ事業団の業務運営に関する重要事項について審議を行うこととなっている。

委員の任期は 2 年で、学識経験者のうちから外務大臣の認可を受けて総裁が任命する。

3 職 員

昭和 56 年度の職員定員は 979 人で、その内訳は次のとおりである。

本 部	591 人
附 属 機 関	84
国 内 支 部	63

海外事務所及び支部	224
海外駐在員	17

4 組 織

(1) 本 部

○秘 書 室

役員秘書、顧問・参与及び技術参与の事務を担当する。

○監 事 室

監事の行う監査の補佐に関する事務を担当する。

○総 務 部

総務課、情報管理課、広報課、システム管理課、技術者管理課及び調査役からなり、組織、定員、総合調整、文書、規程、情報資料の収集、統計、電子計算機、広報、専門家等の諸制度、専門家等の身分及び待遇の調整、専門家等の養成・確保等の事項を担当する。

○人 事 部

人事課、職員課、給与課及び調査役からなり、人事、服務、職員研修、福利厚生、労務、給与等の事項を担当する。

○経 理 部

財務第一課、財務第二課、会計第一課、会計第二課、資金課、施設用度課及び調査役からなり、予算、決算、資金計画、資金の出納・管理、事業団債券、借入れ金関係、不動産・物品・債権等の管理・処分、貸付・出資等の経理上の事前審査等の事項を担当する。

○企 画 部

企画課、地域課、技術者管理課および技術者養成確保課からなり、業務方法書、事業計画、業務の基本的共通的事項の企画調整、調査計画の総合

的調整、総合開発プロジェクトの計画・実施の調整、開発プロジェクトの総合的基礎調査、業務の評価・対策、専門家等の身分・待遇の調整、専門家等の諸制度、専門家人員の養成・確保に関する企画・調整・実施等の事項を担当する。

○調 達 部

管理課、機材第一課、機材第二課からなり、開発途上地域に供与する資機材の管理及び購入、貸借、輸送等の契約手続、各種の調査業務の業務実施契約及び役務提供契約、それら契約に係るコンサルタント等の資格審査・実績の評価資料の整理及び保管等の事項を担当する。

○研修事業部

管理課、研修第一課、研修第二課、研修第三課及び調査役からなり海外からの研修員の渡航手続、宿舍のあっ旋、研修・宿泊施設の運営、研修計画の策定及び実施、研修員の福利厚生、帰国研修員のアフターケア、その他研修員の管理に関する事項を担当する。

○派遣事業部

管理課、派遣第一課、派遣第二課及び東南アジア漁業開発センター業務室からなり、専門家派遣計画の作成、派遣の実施、国際機関等に対する専門家のあっ旋、機材供与、東南アジア漁業開発センターの機材調達等の事項を担当する。

○社会開発協力部

社会開発計画課、開発調査第一課、開発調査第二課及び海外センター課からなり、社会開発に関する技術協力及び開発協力の企画・調査計画、周辺関連施設等整備及び試験的事業等に対する貸付等の管理、施設等整備事業の受託、技術協力及び開発協力の調査の実施、技術協力センター等の事項を担当する。

○医療協力部

医療第一課及び医療第二課からなり、医療協力の計画作成、専門家の派遣及び管理、機材の供与等の事項を担当する。

○農林水産計画調査部

農林水産計画課、農林水産技術課及び調査役からなり、農林水産業開発に関する技術協力及び開発協力の企画、調査計画、基礎的調査等の事項を担当する。

○農業開発協力部

農業開発課、畜産開発課、農業技術協力課及び農業投融資課からなり、農業開発及び畜産開発に関する技術協力及び開発協力の実施計画の作成、技術協力及び開発協力の調査の実施、施設等整備事業の受託、農業開発に関する技術協力プロジェクトの実施、周辺関連施設等整備及び試験的事業等に対する貸付等の管理等の事項を担当する。

○林業開発協力部

林業開発課、林業投融資課及び調査役からなり、林業開発に関する技術協力及び開発協力の実施計画の作成、技術協力及び開発協力の調査の実施、施設等整備事業の受託、周辺関連施設等整備及び試験的事業等に対する貸付等の管理等の事項並びに水産業の技術協力プロジェクト等の事項を担当する。

○鉱工業計画調査部

鉱工業計画課、工業調査課及び資源調査課からなり、鉱工業開発に関する技術協力及び開発協力の企画、調査計画、基礎的調査、工業開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施、鉱業開発及び電力開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施等の事項を担当する。

○鉱工業開発協力部

鉱工業開発技術課、鉱工業投融資課及び調査役からなり、鉱工業開発に

関する技術協力プロジェクトの実施、施設等整備事業の受託、周辺関連施設等整備及び試験的事業等に対する貸付等の管理等の事項を担当する。

○無償資金協力部

無償資金協力計画課、基本設計課及び業務課からなり、無償資金協力の実施に関する企画・調整・調査、契約の締結に係る調査・あっ旋、連絡及び契約の実施状況の調査等の事項を担当する。

○移住計画調査部

移住計画課及び調査課からなり、移住業務の企画調整、基礎的調査、移住者の調査、企業移住の調査・相談及び移住に関する知識の普及・海外教育の推進等の事項を担当する。

○移住事業部

国内事業課、海外事業課及び移住投融資課からなり、移住に関する相談・あっ旋、訓練・講習・送出及び現地における就労先のあっ旋等を行うのはじめ、現地の生活環境の改善、入植地の造成・分譲、移住者の営農向上、移住者等に対する資金の貸付等の事項を担当する。

○青年海外協力隊事務局

管理課、経理課、啓発課、国内課、派遣課及び指導相談課からなり、業務調整、文書、隊員の資機材の調達、物品の管理、隊員の募集、選考、関係団体との連絡、帰国隊員の国内復帰、協力隊事業の事業計画の立案、受入国からの要請の調査、受入国担当機関との事務折衝、派遣中の隊員の管理、知識の普及、啓発活動等の事項を担当している。また、同事務局に附置されている青年海外協力隊訓練所は、東京都渋谷区広尾及び長野県駒が根市赤穂にあり、青年海外協力隊員の派遣前の訓練を行っている。訓練は全員合宿制で任国の人々と生活と労働をともにしながら、受入国

の開発に協力し、その任務を十分果せるような隊員を養成するため、隊員の使命、語学研修、開発協力についての基礎的知識の習得、異文化の理解、任国事情、技術研修、体育・野外訓練等に重点を置いて行われている。

(2) 附属機関

○国際研修センター

東京インターナショナルセンターなど8センターがあり、受入研修員の宿泊及び研修の実施その他の管理運営業務、研修員の福利厚生等の事項を担当する。

○海外移住センター

横浜市にあり、移住者の渡航にあたっての宿泊施設の提供、移住者の訓練、講習、海外移住に関する知識の普及並びに相談等を担当する。

○海外移住研修所

群馬県の赤城山麓に位置し、海外移住研修生の募集、農業移住者の訓練講習等を行っている。

(3) 国内支部

国内に9支部を置き、地方公共団体その他の関連団体との連携をはかりながら、以下の業務を実施するとともに、講演会開催等の国内啓発も行っている。

(イ) 研修員受け入れ業務

受入れ先の開拓及び情報収集、受入れ先との連絡および打ち合わせ等

(ロ) 専門家派遣業務

派遣先との連絡及び打ち合わせ、帰国専門家のアフターケア、人材の養成、派遣元の開拓及び専門家登録等

㊦ 機材調達業務

調達、検収の一部実施

㊧ 青年海外協力隊業務

募集及び第一次選考、OB会等に対する協力、帰国隊員のアフターケア等

㊨ 移住業務

移住に関する調査・相談・あっ旋、移住者に対する援護・指導等

(4) 海外事務所

タイ国のバンコックなど19カ国に事務所と中南米地域に9支部が設置されており、海外広報、米日研修員のオリエンテーション、帰国研修員のアフターケア、派遣専門家、調査団等との連絡・管理、技術協力及び開発協力に関する相手国政府との連絡、情報交換、各国の経済協力の情報収集等の事項、移住者の受入れ、移住者のための諸援護、移住地の取得、造成及び分譲、融資、関係機関との連絡調整等の事項、青年海外協力隊員の派遣に係る調査、関係機関との連絡、隊員の指導・管理等の事項を担当する。

(5) 海外駐在員

アメリカ合衆国ロス・アンジェルス市及びマレーシア(クアラ・ランプー)など16カ国に駐在しており、海外事務所の事務の一部である移住に関する調査及び知識の普及のための資料の収集、関係機関との連絡、青年海外協力隊員の任務遂行上の指導、健康管理、生活指導、隊員派遣に必要な調査、関係機関との連絡等の事項を担当する。

【参 考 資 料】

- 1 国際協力事業団法
- 2 衆議院外務委員会における国際協力事業
団法案に対する付帯決議
- 3 国際協力事業団法施行令
- 4 役員・顧問名簿
- 5 機 構 図
- 6 機関所在地一覧

【参考資料1】

国際協力事業団法

(昭和49年法律第62号)

改正 昭和53年4月28日法律第35号

目 次

第1章	総 則 (第1条～第7条)
第2章	役員及び職員 (第8条～第18条)
第3章	運 営 審 議 会 (第19条・第20条)
第4章	業 務 (第21条～第25条)
第5章	財務及び会計 (第26条～第37条)
第6章	監 督 (第38条・第39条)
第7章	雑 則 (第40条～第43条)
第8章	罰 則 (第44条～第46条)
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

(法人格)

第2条 国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第4条 事業団の資本金は、40億円と附則第6条第4項、附則第7条第4項及び附則第8条第5項の規定により政府から出資があったものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内にお

いて、事業団に追加して出資することができる。

- 3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、国際協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条及び第50条の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 事業団に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置く。

- 2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事6人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第9条 総裁は、事業団を代表し、その業務を総理する。

- 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、事業団を代表し、総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、

総裁が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、事業団の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第10条 総裁及び監事は、外務大臣が任命する。

- 2 副総裁及び理事は、総裁が外務大臣の認可を受けて任命する。この場合において、非常勤の理事のうち、一人は日本輸出入銀行の理事のうちから、一人は海外経済協力基金の理事のうちから、それぞれ、日本輸出入銀行の総裁及び海外経済協力基金の総裁の推薦に基づき、任命するものとする。

(役員の内期)

第11条 役員の内期は、4年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任内期とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の内格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- (2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の内請負を業とする者であって事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員解任）

第13条 外務大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第15条 事業団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第16条 総裁は、事業団の理事又は職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第17条 事業団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第19条 事業団に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、総裁の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、総裁に対して意見を述べることができる。
- 4 運営審議会は、委員40人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務
(第3号ニに掲げる業務に該当するものを除く。)を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

(1)の2 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力(資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。)の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。以下この号において同じ。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

(2) 開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動(以下この号におい

て「海外協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

(3) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業（以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。）に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備（次条において「関連施設の整備」という。）に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。
- ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業（石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む。）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。）であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの（次条において「試験的事業等」という。）に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をすること。

- ハ 条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する施設等の整備事業（政令で定めるものに限る。次条において「施設等整備事業」という。）を行うこと。
 - ニ イ又はロの規定による貸付け、債務の保証又は出資の対象となる事業及びハの規定により事業団が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。
 - ホ 開発事業に従事する本邦法人（本邦法人が出資している外国法人を含む。）又は本邦人からの要請に基づき、第1号及びニの業務の遂行に支障のない範囲内で適当と認める場合に、当該開発事業に必要な技術の指導を行うこと。
- (4) 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行い、相談に応じ、並びにあっせんを行うこと。
 - ロ 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行い、並びに渡航のための宿泊施設の提供、引率その他の援助及び指導を行うこと。
 - ハ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ニ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
 - ホ 移住者が人植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行うこと。

へ 移住者若しくはその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

ト 海外において農業、漁業、工業その他の事業であって移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

(5) 第1号並びに第3号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第7号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第22条 次の各号に掲げる業務については、事業団は、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、当該業務を行うことができる。

(1) 前条第1項第3号イに掲げる業務 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団その他政令で定める機関からの資金の貸付け、債務の保証又は出資（以下「貸付け等」という。）があること。

ロ 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

(2) 前条第1項第3号ロに掲げる業務 当該試験的事業等につき、日本
輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難で
あると認められること。

(3) 前条第1項第3号ハに掲げる業務 当該施設等整備事業につき、当
該開発途上地域及び我が国に事業団以外の適当な事業主体がないと認
められること。

(業務実施方針)

第23条 主務大臣は、毎事業年度、第21条第1項各号に掲げる業務につき
業務実施方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示す
るものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により指示した業務実施方針の内容を変更し
たときは、その都度、その変更に係る指示をするものとする。

(業務の委託)

第24条 事業団は、次の各号に掲げる業務については、主務大臣の認可を
受けた場合に限り、当該各号に定める者に対し、当該業務の一部を委託
することができる。

(1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務その他の貸付け等の業務
金融機関

(2) 第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務(前号に掲げ
る業務に該当するものを除く。) 地方公共団体その他の者

2 前項第1号に掲げる業務につき同項の規定による主務大臣の認可があ
った場合においては、同号の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、
当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第1項第1号の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託
金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するも

のは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第25条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第26条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画等の認可)

第27条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第28条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第1項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報

告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(区分経理)

第29条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- (1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理
- (2) 第21条第1項第3号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理
- (3) 第21条第1項第4号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理
- (4) 第21条第1項第4号ヘ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第30条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

- 4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び国際協力事業団債券)

第31条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は国際協力事業団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

- 4 第1項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

- 6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

- 7 商法（明治32年法律第48号）第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

- 8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第32条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の

範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第33条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第34条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 資金運用部への預託
- (3) 銀行その他外務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (4) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第35条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第36条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第37条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監 督

(監 督)

第38条 事業団は、主務大臣が監督する。

- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第39条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑 則

(連絡等)

第40条 事業団は、第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

- 2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営について

協力するよう努めるものとする。

(解散)

第41条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第42条 外務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第27条、第31条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第33条又は第35条の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第28条第1項又は第36条の規定による承認をしようとするとき。
- (3) 第34条第1号又は第3号の規定による指定をしようとするとき。
- (4) 第35条又は第37条の規定により外務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第21条第2項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 第25条第2項の規定により主務省令を定めようとするとき。

3 主務大臣（次条第1項第2号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。ただし、第1号の場合にあっては、その協議は、第21条第1項第1号、第3号若しくは第5号に掲げる業務又は同項第4号に掲げる業務（これに関連する同項第7号に掲げる業務を含む。）に関する事項に限られるものとする。

- (1) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (2) 第21条第2項の規定による認可（同条第1項第4号に掲げる業務に

係るものに限る。)をしようとするとき。

4 主務大臣(次条第1項第3号の規定により外務大臣及び農林大臣が主務大臣となる場合に限る。)は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第21条第1項第3号イに掲げる業務に関する事項に限られるものとする。

(1) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。

(2) 第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第43条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、外務大臣

(2) 第21条第1項第1号から第2号まで及び第4号に掲げる業務に関する事項並びに同項第3号及び第5号から第7号までに掲げる業務に関する事項(次号及び第4号に定める事項を除く。)については、外務大臣

(3) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、農林業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び農林水産大臣

(4) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、鉱工業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び通商産業大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ

れ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第 8 章 罰 則

(罰 則)

第44条 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、5万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により外務大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (2) 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- (3) 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- (4) 第34条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第38条第2項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第46条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第14条から第25条までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第1項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(海外技術協力事業団の解散等)

第6条 海外技術協力事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外技術協力事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により事業団が海外技術協力事業団の権利及び義務を承

継したときは、その承継の際における海外技術協力事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

- 5 第1項の規定により海外技術協力事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外移住事業団の解散等)

第7条 海外移住事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

- 2 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外移住事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

- 3 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

- 4 第1項の規定により事業団が海外移住事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外移住事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

- 5 第1項の規定により海外移住事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外貿易開発協会からの引継ぎ等)

第8条 昭和45年2月1日に設立された財団法人海外貿易開発協会（以下この条において「協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団の成立の時に於いて現に協会が有する権利及び義務のうち、昭和49年2月1日現在における協会の寄附行為第4条第1号及び第2号に掲げる事業であつて農林業及び鉱工業に係るもの並びに

これらに附帯する事業（以下この条において「引継事業」という。）の遂行に伴い協会に属するに至ったものを、事業団において承継すべき旨を申し出ることができる。

- 2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣及び通商産業大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 前項の認可があったときは、引継事業の遂行に伴い協会に属するに至った権利及び義務は、事業団の成立の時ににおいて事業団に承継されるものとする。
- 4 前項の規定による権利及び義務の承継があった場合においては、事業団の成立前に引継事業の遂行に必要な資金に充てるため日本貿易振興会から協会に貸し付けられた74億5千万円の貸付金（以下「日本貿易振興会の貸付金」という。）は、その承継の日において返済されたものとなるものとする。
- 5 前項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなるときは、その返済されたものとなる金額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。
- 6 第4項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなったときは、日本貿易振興会の資本金の額及び政府の日本貿易振興会に対する出資金の額は、それぞれ当該時期において、その返済されたものとされた日本貿易振興会の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

（非課税）

第9条 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課するこ

とができない。

- 2 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で海外技術協力事業団又は海外移住事業団が昭和44年1月1日前に取得したものに対しては、特別土地保有税を課することができない。

(海外技術協力事業団等の解散等に伴う経過措置)

第10条 海外技術協力事業団若しくは海外移住事業団の解散の際現にその職員として在職する者又は事業団の設立の際現に日本貿易振興会の職員として在職する者で引き続き事業団の職員となったものについては、事業団が国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和48年法律第30号)附則第9項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き国際協力事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第12項中「附則第9項に規定する者」とあるのは「国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)附則第10条の規定により読み替えて適用される附則第9項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第11条 この法律の施行の際現に国際協力事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第12条 事業団の最初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和50年3月31日に終わるものとする。

第13条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立

後遅滞なく」とする。

(海外技術協力事業団法等の廃止)

第14条 次に掲げる法律は、廃止する。

(1) 海外技術協力事業団法(昭和37年法律第120号)

(2) 海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)

(海外技術協力事業団法等の廃止に伴う経過措置)

第15条 前条の規定の施行前にした廃止前の海外技術協力事業団法又は海外移住事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第16条 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、海外移住事業団」を削り、「若しくは畜産振興事業団」を「、畜産振興事業団若しくは国際協力事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第17条 所得税法(昭和40年法律第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)
---------	-----------------------

(法人税法の一部改正)

第18条 法人税法(昭和40年法律第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）
---------	-----------------------

（印紙税法の一部改正）

第19条 印紙税法（昭和42年法律第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）
---------	-----------------------

（登録免許税法の一部改正）

第20条 登録免許税法（昭和42年法律第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削る。
別表第3 中7の項の次に次のように加える。

7の2 国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）	別表第1の第1号から第18号までに掲げる登記又は登録（国際協力事業団法第21条第1項第3号イ又はロ（業務の範囲）に掲げる業務（同号イに掲げる業務のうち政令で定めるものを除く。）のための先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。） 先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第3欄の登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定めるものの添付があるものに限り。
-------------	-----------------------	---

（地方税法の一部改正）

第21条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「、海外技術協力事業団、海外移住事業団」を削り、「及び小型船舶検査機構」を「、小型船舶検査機構及び国際協力事業団」に改める。

第73条の4第1項第20号の次に次の1号を加える。

20の2 国際協力事業団が国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第22条 行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第23条 外務省設置法（昭和26年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第25号を次のように改める。

25 国際協力事業団の監督（海外移住に関するものに限る。）に関すること。

第10条の2第6号を次のように改める。

6 国際協力事業団の監督（海外移住に関するものを除く。）に関すること。

（農林省設置法の一部改正）

第24条 農林省設置法（昭和24年法律第153号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第14号の次に次の1号を加える。

14の2 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

(通商産業省設置法の一部改正)

第25条 通商産業省設置法(昭和27年法律第275号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号の次に次の1号を加える。

6の2 国際協力事業団に関すること。

第8条第3項中「第6号」の下に「、第6号の2」を加える。

附 則 (昭和53年4月28日法律第35号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の国際協力事業団法(以下「新法」という。)第21条第1項第1号の2に規定する業務に係る最初の業務実施方針については、新法第23条第1項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「国際協力事業団法の一部を改正する法律(昭和53年法律第35号)の施行後遅滞なく」とする。

【参考資料 2】

衆議院外務委員会における国際協力 事業団法案に対する附帯決議

先進国と開発途上国との間の、経済的格差はますます広がり、加うるに、最近の世界的な通貨、貿易面での動揺やエネルギー資源問題あるいは食糧危機の問題の顕在化は、南北問題を一段と複雑多様化せしめ、これら相互間の摩擦と緊張を招いている。

かかるとき、先進国の一員であるわが国は、国際連帯の原理に立脚し、互惠平等、内政不干渉の原則を確認するとともに、長期ビジョンの策定等を行ってこれまでに蓄積した資本と技術を活用、供与して、これら開発途上地域の経済及び社会開発と国民福祉向上のための自助努力に協力し、開発途上地域の緊張と摩擦を和らげ、究極的に永続的な世界平和と経済的繁栄の基礎固めに貢献すべきである。

よって政府は、本法施行に当り、左記事項につき適切な対策を講ずるとともに国際協力事業団の適正な運営に努むべきである。

記

- 1 わが国の経済協力は、従来ややもすれば輸出の振興、企業の海外進出の促進の手段とされる傾向があったことにかんがみ、今後政府は、民間主導型の対外経済関係の形状を是正し、開発途上地域の経済及び社会の均衡ある発展に寄与することを第一義的目的とし、政府主導のもとに開発協力相手国住民の生活と福祉の向上のための分野にその重点を置き、いやしくも経済進出の姿勢について批判を招かないよう万全を期すること。
- 2 海外企業進出については、開発途上地域の自主的な国民経済の発展に

資する見地から協力相手国の立場を尊重しつつわが国の国際協力を効果的に推進するため万全な措置を講ずること。

- 3 国際協力の効果的な推進を図るため、とくに国際協力事業団の新規業務と連携せしめて政府借款を供与する等技術協力と資金協力の一体化に一層の努力を払うとともに、国際協力事業団、海外経済協力基金、日本輸出入銀行を含むわが国国際協力の推進体制の整備について、さらに検討を行うこと。
- 4 国際協力に貢献する人材の確保を図るため、専門家の養成、研修及び待遇改善に努めるとともに、既就職の者の在籍参加の途を拡大し、地方公務員の積極的な活用については、所要の措置を講ずるとともに官民の協調による統一された意識のもとに技術協力事業の推進を図ること。
- 5 開発途上地域の人口、食糧問題の重要性にかんがみ、とくに稲作等アジアの食糧増産のための農業開発についても国際協力事業団の新規業務の一環として政府ベースにより積極的な協力を行うこと。
- 6 国際協力事業団による農林業開発の推進に当っては、国内の農林業に悪影響を及ぼすことのないよう万全の配慮を払うとともに、他方、国内の食糧自給度の維持向上のための諸施設を推進して、国民食糧の安定供給に遺憾なきを期すること。
- 7 国際協力事業団全体を主管する外務省は、農林業開発に関する事項及び鉱工業開発に関する事項についてそれぞれ共管官庁である農林省及び通商産業省と密接に協議するとともに、その他の関係省庁とも十分連絡をとり、もって、事業団の各種業務の円滑かつ効率的実施に努めること。
- 8 国際協力事業団は、海外技術協力事業団及び海外移住事業団などから引き継がれるこれら職員の処遇について、その給与、身分、労働条件等に関し、不利益を与えないよう適切な措置を講ずること。

【参考資料 3】

国際協力事業団法施行令

(昭和49年7月31日)
(政 令 第 283 号)

国際協力事業団法施行令をここに公布する。

国際協力事業団法施行令

内閣は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第5条第1項、第21条第1項第3号及び第4号、第22条第1号、第29条、第30条第4項並びに附則第4条、第6条第5項及び第7条第5項の規定に基づき、この政令を制定する。

（試験的に行われる事業に準ずる事業）

第1条 国際協力事業団法（以下「法」という。）第21条第1項第3号ロに規定する政令で定める事業は、技術の改良又は開発と一体として行われなければその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業とする。

（施設等の整備事業）

第2条 法第21条第1項第3号ハに規定する政令で定める施設等の整備事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 農用地の造成又は改良、農業用排水施設の整備、農林業用道路の整備その他の農林業生産の基盤の整備（これと併せて行う農林業用施設の整備を含む。）
- 2 森林の造成（これに先立って行う森林の伐採を含む。）

3 鋳工業用地の造成、工業用水道の整備その他の鋳工業生産の基盤の整備（これと併せて行う鋳工業の用に供する施設（物品の製造、加工又は修理を行うために直接使用される機械及び装置を除く。）の整備を含む。）及び産業公害を防止するための施設の整備

4 住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設であって公共の用に供するものの整備

（移住者等に係る出資の対象事業）

第3条 法第21条第1項第4号へ及びトに規定する政令で定める事業は、農林水産物の加工、貯蔵又は運送の事業であって移住地の発展に寄与すると認められるものとする。

（法第22条第1号イに規定する政令で定める機関）

第4条 法第22条第1号イに規定する政令で定める機関は、石油開発公団、金属鋳業事業団、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。

（区分経理）

第5条 国際協力事業団は、法第29条に規定する特別の勘定として、次の各号に掲げる勘定を設け、当該各号に掲げる業務に関する資産、負債、収益及び費用に関する経理について整理しなければならない。

1 開発投融資勘定 法第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 施設等整備勘定 法第21条第1項第3号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務

3 入植地勘定 法第21条第1項第4号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務

4 移住投融資勘定 法第21条第1項第4号へ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(利益金の計算の方法)

第6条 法第30条第4項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第1号に掲げる益金の合計額から当該事業年度の第2号に掲げる損金の合計額を差し引くことにより行う。

1 益金

- イ 交付金
- ロ 貸付金利息
- ハ 債務保証料
- ニ 出資配当金
- ホ 売上収入
- ヘ 受託事業収入
- ト 貸倒準備金からの戻入れ額
- チ 雑益

2 損金

- イ 事業費
- ロ 支払利息
- ハ 委託手数料
- ニ 売上原価
- ホ 受託事業費
- ヘ 管理費
- ト 固定資産減価償却費
- チ 貸倒準備金への繰入額
- リ 雑損

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条から第13条までの規定は、昭和49年8月1日から施行する。

(海外技術協力事業団等の解散の登記の嘱託等)

第2条 法附則第6条第1項の規定により海外技術協力事業団が解散したとき、及び法附則第7条第1項の規定により海外移住事業団が解散したときは、外務大臣は、遅滞なく、これらの法人の解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、これらの法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

(海外移住事業団法施行令の廃止)

第3条 海外移住事業団法施行令(昭和38年政令第251号)は、廃止する。

(旅券の手数料の減額に関する政令の一部改正)

第4条 旅券の手数料の減額に関する政令(昭和27年政令第452号)の一部を次のように改正する。

第1項中「左の」を「次の」に改め、同項ただし書中「海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)第31条第1項の規定に基づき政府が海外移住事業団に交付した交付金から」を「国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)第21条第1項第4号ロの規定による」に改める。

(特殊法人登記令の一部改正)

第5条 特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)の一部を次のように改正する。

第19条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

別表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）	資本金
---------	-----------------------	-----

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令の一部改正

第6条 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の一部を次のように改正する。

第2号を次のように改める。

2 国際協力事業団

（国家公務員等退職手当法施行令の一部改正）

第7条 国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第29号を次のように改める。

29 国際協力事業団（国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第6条第1項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）

第9条の2第36号を次のように改める。

36 削除

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第8条 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）の一部を次のように改正する。

第43条第2号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団（国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第6条第1項

の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第9条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)の一部を次のように改正する。

第41条第2号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団(国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第10条 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部を次のように改正する。

第37条の6の次に次の1条を加える。

(法第73条の4第1項第20号の2の不動産)

第37条の6の2 法第73条の4第1項第20号の2に規定する国際協力事業団が国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 事務所の用に供する不動産
- 2 宿舎の用に供する不動産

(外務省組織令の一部改正)

第11条 外務省組織令(昭和27年政令第385号)の一部を次のように改正する。

第5条の7第8号中「海外移住事業団の監督」を「国際協力事業団の監督(海外移住に関するものに限る。）」に改める。

第27条第5号中「海外技術協力事業団の監督」を「国際協力事業団の監督（海外移住に関するものを除く）」に改める。

第27条の2第4号中「海外技術協力事業団」を「国際協力事業団」に改める。

（農林省組織令の一部改正）

第12条 農林省組織令（昭和27年政令第389号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

2 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

（通商産業省組織令の一部改正）

第13条 通商産業省組織令（昭和27年政令第390号）の一部を次のように改正する。

第26条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 国際協力事業団の監督に関すること。

【参考資料4】

役員・顧問名簿

総裁	有田圭輔
副総裁	式田敬
同	荒勝巖
理事	橋敬一
同	瀬川治久
同	長谷川正男
同	有松晃
同	岸田静夫
同	風間孝晴
同	久留義雄
同	大槻章雄
同	中澤式仁
同	松山良三
同	野村豊
	同(非常勤)伊豫田敏雄(日本輸出入銀行理事)
	同(同)宮崎知雄(海外経済協力基金)
監事	木本三郎
同	阿部一夫
顧問	森元治郎
	同(非常勤)法眼晋作

【参考資料 6】

機 関 所 在 地 一 覧

1 本 部

本部ビル

〒160 東京都新宿区西新宿 2-1 新宿三井ビル内
TEL 03 (346) 5311~5314(代表)
TELEX C・J22271A
JICAHDQA(又はB) J22271

分 室

〒162 東京都新宿区市ヶ谷本村町42
(経済協力センタービル内)
TEL 03 (353) 2101

青年海外協力隊事務局

〒150 東京都渋谷区広尾 4-2-24
TEL 03 (400) 7261
TELEX C・J26152A・
JOCVTKYJ 26152

(広尾訓練所) 〒150 東京都渋谷区広尾 4-2-24
TEL 03 (400) 7261

(駒が根訓練所) 〒399-41 長野県駒が根市赤穂15
TEL 02658(2) 6151

2 附 属 機 関

東京インターナショナルセンター

〒162 東京都新宿区市ヶ谷本村町42-11
TEL 03 (267) 2311 (代)

八王子国際研修センター

〒192 東京都八王子市曉町2-31-2 TEL 0426(26)5411#0

大阪国際研修センター

〒567 大阪府茨木市南春日丘5-1-28 TEL 0726(23)0631#0

名古屋市国際研修センター

〒465 名古屋市名東区亀の井2-73 TEL 052(702)1391#0

筑波インターナショナルセンター

〒 茨城県筑波郡谷田部町高野台3-6 TEL 02975(6)1111#0

筑波国際農業研修センター

〒305 茨城県筑波郡谷田部町高野台3-7 TEL 02975(6)1771#0

神奈川国際水産研修センター

〒238-03 橋須賀市長井字希場4500 TEL 0468(57)2251#0

兵庫インターナショナルセンター

〒654 神戸市須磨区一の谷町4-5-10 TEL 078(734)5171#0

海外移住センター

〒135 横浜市磯子区西町16-5 TEL 045(751)1121#0

海外移住研修所

〒371-02 群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字溝の口4114

TEL 0272(83)3225

3 国内支部

北海道支部

〒060 札幌市中央区北一条西5(北一条ビル内)

TEL 011(221)6661

東北支部

〒980 仙台市一番町1-3-1 (日本生命仙台ビル内)

TEL 0222(23)5151

関東支部

〒160 新宿区本塩町8-2 (住友生命四ツ谷ビル内)

TEL 03(359)8281

中部支部

〒460 名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産業貿易館西館内)

TEL 052(221)7103

関西支部

〒530 大阪市北区曾根崎新地1-3-16 (京富ビル内)

TEL 06(345)3621

中国支部

〒730 広島市中区中町7-32 (日本生命広島ビル内)

TEL 0822(47)2851

四国支部

〒760 高松市番町5-1-24 (観光ビル内)

TEL 0878(33)0901

九州支部

〒812 福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)

TEL 092(451)3380

熊本出張所

〒860 熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)

TEL 0963(22)1315

沖 縄 支 部

〒 900 那覇市西 3-10-102

TEL 0988(68)0136

4. 在 外 機 関

ア ジ ア

Bangladesh

Dacca Office, JICA

DIT Plot No. 70, Block-B, Bangladesh Road No. 21, Banari, Dacca

TEL: 304285, 405846 .

CABLE ADDRESS: JICA DACCA

JOCV Office, JICA

House No. 9/3, Shyinoi: Mohammadpur, Dacca-7 Bangladesh

TEL: 311632

CABLE ADDRESS: JOCVIN DACCA

Burma

Rangoon Office, JICA

c/o Embassy of Japan No.100, Natmauk Road, Rangoon, Burma

TEL: 52288, 52290

TELEX: 8321400 (21400 TAISHI BM)

India

New Delhi Office, JICA

c/o Embassy of Japan, 50-G, Chanakyapuri, New Delhi, India

TEL: 694271~4

CABLE ADDRESS:c/o TAISHI NEWDELHI

Indonesia

Jakarta Office, JICA

c/o Embassy of Japan, 24, Jalan Thamrin, Jakarta, Indonesia

TEL: 326946, 322387

TELEX: 7344198 (44198 JICA IA)

Malaysia

Kuala Lumpur Office, JICA

House No. 23, Jalan Ampang Hilir, Kuala Lumpur, Malaysia

TEL: 467621

TELEX: 8430204 (JOCVKL MA30204)

Nepal

Kathmandu Office, JICA

No. 3-47, Tabachal, Kalimati, Kathmandu, Nepal

(P.O. Box No. 264)

TEL: 12730, 13264

CABLE ADDRESS: c/o TAISHI KATHMANDU

JOCV Office, JICA

Lal Durbar Compound, Kathmandu, Nepal

(P.O. Box No. 450, Kathmandu, Nepal)

TEL: 15193, 15615

TELEX: 215 (215 JOCVKT NP) (符)

Philippines

Manila Office, JICA

c/o Embassy of Japan, 2nd Floor, L.C. Building 375, Buenida
Avenue Extension, Makati, Metro Manila, Philippines
(P.O. Box 1229 Makati Commercial Center)

TEL: 85-82-91, 89-90-11

TELEX: 7522678 (22678 JIC PH)

JOCV Office, JICA

23 Ortigas St., Pasay City, Metro Manila, Philippines
(P.O. Box No. 7672 Airmail Distribution Center, M.I.A., Pasay
City Philippines)

TEL: 831-1413, 831-8039

TELEX: 7522678 (22678 JIC PH)

Singapore

Singapore Office, JICA

Room 1112, 11th Floor Orchard Towers, Orchard Road, Singapore 9,
Singapore

TEL: 734-0706, 7603

CABLE ADDRESS: JICARESREP SINGAPORE

Thailand

Bangkok Office, JICA

c/o Embassy of Japan, 1674, New Petchburi Road, Bangkok 10,
Thailand

TEL: 2526909, 2516151~9

TELEX: 8687302 (87302 TAISI TH)

Western Samoa

Apia JOCV Office, JICA
Coxon House; Moto Apia, Western Samoa
(P.O. Box No. 1219, Apia, Western Samoa)

TEL: 22-572

中 近 東

Egypt

Cairo Office, JICA
26, El Kods, El Sherif Street, El Mohandeseen, Dokki,
Arab Republic of Egypt
(P.O. Box 2667, Cairo, Arab Republic of Egypt)

TEL: 811502

TELEX: 9193063 (93063 JICAI UN)

Morocco

Rabat JOCV Office, JICA
No. 2 Zankat
Ibn Said al Maghribi, Quartier des Orangers, Rabat, Morocco

TEL: 258-28 (Rabat)

Saudi Arabia

Riyadh Office, JICA
Saudi-Japanese Joint Committee, Riyadh, Saudi Arabia
(P.O. Box 4095 Riyadh)

TEL: 476-2937, 478-0136

TELEX: 495202824 (202824 JICARY SJ)

Syria

Damascus JOCV Office, JICA

Sharikacie 3/4126 First Floor No. 10 Al Karami Mohdi Bin Baraki

Damascus, Syria (P.O. Box No. 10012 Damascus, Syria)

TEL: 334685

Tunisia

Tunis JOCV Office, JICA

13/15, Rue Abou Hayane El Menzah Iv, Tunis, Tunisie

(B.P. 1265, 1055 Tunis, Republique Tunisie)

TEL: 233-231

アフリカ

Ethiopia

Addis Ababa JOCV Office, JICA

P.O. Box No 5384, Addis Ababa, Ethiopia

TEL: 446610

Ghana

Accra JOCV Office, JICA

No. 33, Obenesu Crescent East Contonments, Accra, Ghana

(P.O. Box 0969, Accra-osu, Ghana)

TEL: 75265 (Accra)

CABLE ADDRESS: c/o TAISI, ACCRA

Kenya

Nairobi Office, JICA

Mutungulu House, Mamulaka Road, Nairobi, Kenya

(P.O. Box 50572)

TEL: 331518, 331519

TELEX: 98722145 (22145 JICANOB)

JOCV Office, JICA

Nairobi South B, Melili Road, Nairobi, Kenya

(P.O. Box No. 42039, Nairobi, Kenya)

TEL: 559443

TELEX: 98722064 (22064 JOCNBI)

Malawi

Blantyre JOCV Office, JICA

Plot No. NY199, Nyambadwe, Blantyre, Malawi

(P.O. Box No. 30083, Chichiri, Blantyre, Malawi)

TEL: 633786, 635939

TELEX: 9044169 (4169 JOCVMI)

Tanzania

Dar es Salaam Office, JICA

c/o Embassy of Japan, Plot No. 28 Kingsway Estate, Bagamoyo Road,

Dar es Salaam, Tanzania

(P.O. Box 2577)

TEL: 68644~5

TELEX: 98941313 (41313 JAPANVOL)

JOCV Office, JICA

Flat No. 1 Plot No. 356, United Nations Road, Upanga,
Dar Es Salaam, Tanzania
(P.O. Box No. 9450, Dar Es Salaam, Tanzania)

TEL: 21593

TELEX: 98941313 (41313 JAPANVOL)

Zambia

Lusaka JOCV Office, JICA

9A, Kaleya Road, Roma, Lusaka, Zambia
(P.O. Box 30027 Lusaka, Zambia)

TEL: 253075 (Lusaka)

TELEX: 90240470 (JOCV ZA40470)

中 南 米

Argentina

Buenos Aires Office, JICA

Av. Belgrano Nº 863, 1º Piso, Oficina 20, 1092 Buenos Aires
Argentina

TEL: 30-6212, 34-5835

TELEX: 339901 (9901 BOOTH A AR)

Bolivia

Santa Cruz Office, JICA

Av. Velarde Nº 10, Santa Cruz, Bolivia

(Casilla de Correos Nº 555, Santa Cruz, Bolivia)

TEL: 2-4163, 2-5339, 2-2245

TELEX: 4307 JICA BV

Brazil

Brazilia Office, JICA

a/c Embaixada do Japão, Avenida das Nações Lote 39, Brasília,

D.F., Brasil (Caixa Postal, 07-0891)

TEL: 242-6866

TELEX: 38612017 (612017 JICA BR)

JAMIC-Imigração e Colonização Ltda.

JEMIS-Assistencia Financiera S.A.

本法人の所在地は以下の5ヶ所です。

1. Rua Barão do Flamengo Nº 22, Apt. 602, Flamengo,
Rio de Janeiro, R.J., Brasil

TEL: (021) 205-1194, 205-1096

TELEX: 382122469 (2122469 JAMI BR)

2. Rua São Joaquim, Nº 381, 6º andar,
Liberdade, Capital, São Paulo, Brasil

TEL: (011) 279-6970

TELEX: 381123371 (1128371 JEAFF BR)

3. *Rua 15 de Novembro Nº 226, Edifício Chamé Apt. 701-705,*
Belém, Pará, Brasil TEL: (091) 22-0056, 22-0118, 22-0244
TELEX: 38911508 (0911508 JAMI BR)
4. *Av. Dantas Barreto, Nº 191, Edifício Santo Antonio,*
S/216, 218, 220, 222, Recife, Pernambuco, Brasil
(Caixa Postal Nº 1627, Recife, Estado do Pernambuco)
TEL: 0812-224-2423
5. *Rua Garibaldi Nº 960, Pórtó Alegre, Rio Grande Do Sul, Brasil*
(Caixa Postal Nº 2698, Porto Alegre, Estado do Rio Grande do
Sul, Brasil) TEL: (0512) 24-5141

Columbia

Bogota Office, JICA

a/c Embajada del Japon, Calle 72, No. 13-23

Piso 4, Bogotá, Colombia

Apartado Aereo No. 90861, Bogotá, Colombia)

TEL: 2570112

TELEX: 3545230 (45230 JICACO)

Dominican Republic

Santo Domingo Office, JICA

Calle Lea de Castro Nº 252, Santo Domingo, República

Dominicana

(Apartado Nº 1163 Santo Domingo, República Dominicana)

TEL: 689-7677

Honduras

Tegucigalpa JOCV Office, JICA

Primera, Avenida "B", Casa, No. 316, Colonia, Palmira,

Tegucigalpa, D.C. Honduras C.A.

(Oficina De la Mision Tecnica Del Japon Tegucigalpa D.C.

(Apartado Postal 1752))

TEL: 32-3905

Mexico

Mexico Office, JICA

a/c Embajada del Japon, Pasao de la Reforma No. 395,

Col. Cuauhtemoc, Mexico 5, D.F., México

TEL: 514-0029

TELEX: 221772420 (1772420 TAISME)

Paraguay

Asuncion Office, JICA

Mexico Nº 449, Esquina 25 de Mayo, Asunción, Paraguay

(Casilla de Correo No. 1121, Asunción, Paraguay)

TEL: 9-2691, 2

TELEX: 305348 (348 PY)

Peru

Lima Office, JICA

Calle Estados Unidos 979, Jesús Marfa, Lima, Peru

(Apartado No. 5942) TEL: 62-8236, 62-5855

TELEX: 3620448 (20448 PE JICALIMA)

その他の地域

Australia

Canberra Office, JICA

c/o Embassy of Japan, 112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra

A.C.T. 2600, Australia

TEL: 733244

CABLE ADDRESS: c/o NIHONTAISI

CANBERRA

Canada

Annex Office, Consulate General of Japan

(Toronto Office, JICA)

Suite 3941 Royal Trust Tower, P.O. Box 93,

Toronto Dominion Center, Toronto, Ontario, Canada, M5K/G8

TEL: 416-364-1627

CABLE ADDRESS: JICATORON

TRONTOONT

U.S.A.

Los Angeles Office, JICA

727 West 7th Street Suite 928, Los Angeles, California 90017,

U.S.A.

TEL: 213-623-6026

CABLE ADDRESS: JICALA

LOSANGELESCALIF

準 備 中

China, Sri Lanka

準 備 中

Cambodia, El Salvador, Iran, Laos, Nigeria, Viet-Nam

